

◆生活保護制度に関する Q&A

Q1. 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまで何日ほどかかりますか？

A1 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）を行った上で申請日から原則 14 日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長 30 日）に生活保護が受給できるかどうかの回答をします。なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付制度」をご利用いただける場合があります。

Q2. 生活保護制度ではどのような給付金が受けられますか？

A2 生活保護制度では、以下のように生活を営む上で必要となる各種費用に対して扶助が支給されます。

| 生活を営む上で生じる費用 | 扶助の種類 | 支給内容 |
|------------------------------|-------|---|
| 日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等) | 生活扶助 | 基準額は、 ①食費等の個人的費用(年齢別に算定) ②光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に算定) 特定の世帯には加算が付きまます。 |
| アパート等の家賃等 | 住宅扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 義務教育に必要な学用品費 | 教育扶助 | 定められた基準額を支給 |
| 医療サービスの費用 | 医療扶助 | 費用は直接医療機関へ支払 |
| 介護サービスの費用 | 介護扶助 | 費用は直接介護事業者へ支払 |
| 出産費用 | 出産扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 就労に必要な技能の習得等にかかる費用 | 生業扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 葬祭費用 | 葬祭扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |

Q3. 具体的にはどのくらい保護費が支給されますか？

A3 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

| 最低生活費 | |
|----------------|----------|
| 年金、児童手当、給与等の収入 | 支給される保護費 |

◇生活扶助基準額の例（平成 30 年 4 月 1 日現在）

| | 西原町の基準額 |
|------------------|----------|
| 3人世帯(33歳、29歳、4歳) | 129,910円 |
| 高齢者単身世帯(68歳) | 64,480円 |
| 高齢者夫婦世帯(68歳、65歳) | 96,330円 |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳) | 158,170円 |

※児童養育加算等を含む。

※あくまで目安であり、世帯の状況により基準額が決定されます。

Q4. 生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか？

A4 生活保護を受給する方は次のような義務と権利があります。

<義務>

- ・利用しうる資産・能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- ・能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- ・福祉事務所から生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときはこれに従わなければなりません。

<権利>

- ・生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- ・正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ・保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- ・既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

Q5. 自動車を持っていても生活保護を受給できますか？

A5 自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくこととなります。

ただし、障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有を認められることがあります。お住まいの福祉事務所に、ご相談ください。

Q6. 働いていても生活保護を受給できますか？

A6 働いていて就労収入がある方でも、その収入および資産が厚生労働省の定める基準(最低生活費)に満たない場合には生活保護を受給することができます。

この場合、収入と最低生活費を比較して最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

Q7. 両親と3人暮らしですが、両親だけ生活保護を受給できますか？

A7 生活保護は原則として世帯単位での適用となります。そのため最低生活費と世帯収入を比較して基準を満たしていれば受給できます。

Q8. 保護受給中にギャンブルや飲酒はできますか？

A8 被保護者は能力に応じた勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。そのためギャンブルは認められておりません。

また、飲酒することは禁止されていませんが、過度の飲酒や健康上飲酒することが望ましくない方には制限があります。